



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和7年12月26日(金)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
管財課	財産企画係	岡田 早野	内線 2419 直通 058-272-1149 FAX 058-278-2550

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）利活用事業に関する 優先交渉権者を選定しました

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用事業者について、プロポーザル評価会議の結果を踏まえ、下記のとおり優先交渉権者を選定しましたので、お知らせします。

記

1 優先交渉権者の概要

団体名	ワールドヘリテージミュージアム共同企業体
代表構成員	一般財団法人ワールドヘリテージ財団 住所：岐阜県瑞穂市生津天王東町1丁目98 代表者：理事長 國江 仙嗣
構成員	フィットイージー株式会社 住所：岐阜県岐阜市本町3-2-1 代表者：代表取締役 國江 仙嗣
提案内容	Heritage Hotel & Craft Museum (ヘリテージ ホテル アンド クラフトミュージアム) ・ 1階：ミュージアム、企画展示場、カフェ ・ 2階：ジム、ガーデンテラス、ホテル ・ 3階：ホテル、レストラン、バンケット、バー 【供用開始目標年月】令和11年4月（予定） ※今後の詳細検討により変更の可能性あり

※募集結果の詳細については、下記のホームページに掲載した選定結果をご確認ください。

「旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関するプロポーザル募集」

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/452386.html>

2 今後の予定

利活用事業に関する基本協定の締結に向け、優先交渉権者と協議を行ってまいります。

＜参考：優先交渉権者の概要＞

■一般財団法人ワールドヘリテージ財団（令和7年5月設立）

- ・ゴルフ及び自動車等工業製品の歴史的資料の収集、保存、展示、及び調査研究、教育普及及び情報発信
- ・展示施設（ミュージアム）の運営及び関連ガイドプログラムの提供
- ・その他、付随するショップの運用、イベントの開催、地方自治体等との交流等

■フィットトイジー株式会社（平成30年7月設立）

- ・トレーニングジム、フィットネスクラブの経営
FIT-EASY 店舗数 238 店、FIT-EASY 会員数 22.4 万人（令和7年10月31日時点）
- ・フランチャイズチェーンシステムによるトレーニングジム、フィットネスクラブの経営及び加盟店の募集指導
- ・その他上記に付帯するイベント企画、飲料品等の企画等

＜参考：旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関するプロポーザルの概要＞

1 利活用事業の要件

- ① 旧岐阜県庁舎の歴史的、文化的価値を損なわないよう配慮するものであること。
「外観（南側）」、「正面玄関（1階）」、「中央階段ホール（1～3階）」、「旧正庁（3階）」「旧知事室（3階）」「ステンドグラス（玄関ホール及び3階旧正庁の採光部）」については、原則、保存すること。
増築・減築については、歴史的、文化的価値を損なわない範囲内で認める。
- ② 地域の賑わい創出に資するものであること。
- ③ 安全対策（免震又は耐震改修）、バリアフリー対策を講じるものであること。
耐震改修を行う場合にあっては I_s 値 0.6 以上を満たすよう改修すること。
- ④ 利活用事業者は、自らの責任と費用負担により、利活用事業に必要な許認可、各種整備、運営、維持管理等を行うこと。

2 対象用地・対象建物の条件等

- ① 対象用地： 利活用事業者へ無償で貸付
貸付期間は 10 年以上 30 年以下で参加者が提案（協議により更新可能）
- ② 対象建物： 利活用事業者へ無償で譲渡
- ③ その他
 - ・ 対象用地、対象建物については、それぞれ一定期間、用途を指定する。
 - ・ 県有財産の処分に関して、議会の議決が必要となる場合があり得る。

3 参加資格

利活用事業を実施することができる法人（複数の法人により構成する共同体も可）

4 スケジュール

項目	日 程（土日祝日は除く）
募集要項等の公表・配布	令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）
募集要項等に関する質問受付	令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）
プロポーザル参加申込受付期間	令和7年9月16日（火）～令和7年11月14日（金）
現地見学可能期間	令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）
企画提案書の受付期間	令和7年9月16日（火）～令和7年11月28日（金）
プロポーザル評価会議	令和7年12月24日（水）

5 選定方法

県が参加資格等に関する審査を実施した後、県が別に定める構成員により組織された評価会議において、評価項目に沿って、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容の評価を実施。評価会議の結果を踏まえ、県が優先交渉権者を選定。